

## 北杜市立小淵沢中学校 部活動 活動方針

### 1 部活動についての基本的な考え方

学校教育目標の達成を図ることを目的とし、「やまなし運動部活動ガイドライン」、及び「やまなし文化活動ガイドライン」、「北杜市運動部・文化部活動方針」に則り、位置づけられた「小淵沢中学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校の教育活動の一環として位置づける。

### 2 部活動の方針

- ① 学校教育の一環とし、生徒会組織に部会として位置づける。
- ② 年間計画に予定され、計画的、合理的な練習を通して、集団の資質の向上や技能の向上を図る。
- ③ 部の設置、改廃については、生徒の希望、活動場所等の条件や、複数顧問教師配置等の確保を考慮し、決定する。
- ④ 運動部における対外運動競技への参加は、小中学校体育連盟主催、共催、および学校長が認めたものとする。文化部についてもこれに準ずる。
- ⑤ 希望入部による活動とする。

### 3 部活動のねらい

本校の教育目標「八ヶ岳高原のこの地を愛し、人間性豊かに生きぬく生徒」をめざし、教師と生徒との人間的なふれあいを通して、次の事柄をねらいとして活動をすすめる。

- (1) 中学校生活の充実と改善向上をめざす。
- (2) 学級や学年の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒による集団活動を通して、調和のとれた人間形成を図る。
- (3) 健全な資質や豊かな教養を育て、余暇を善用する態度を養うとともに能力、適性等の発見と伸長を助け、心身の健全な発達を図る。
- (4) 教師の適切な指導のもとに、生徒の自主的、自発的、自治的な態度の育成を図る。
- (5) 合理的な活動や練習を探求し、集団の資質の向上や技能の向上及び学業との両立を図る。

### 4 部活動の時間

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日の1日 土日のうち1日)
- ・週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。(公式な大会やコンクール4週間前)
- ・長期休業中の休養日は学期中に準ずる。
- ・活動は、短時間に合理的かつ効果的に行う。

#### (1) 放課後の練習時間 朝練習 7:30~8:10

活動期間	平日活動終了	平日完全下校
4月～	17:30	17:45
学園祭後	17:15	17:30
新人戦後	16:45	17:00
11月～	16:30	16:45
12月～	16:15	16:30
1月～	16:30	16:45
2月～	16:45	17:00
3月～	17:15	17:30

※特別に活動を必要とする場合は、学校長の許可を得て、顧問の指導の下に活動時間を延長することができる。(最大30分の延長)

#### (2) 停止期間

- ①定期テスト 7日前
- ②各種検査 1日前
- ③公式試合などがある場合は、学校長の許可を得て、顧問の指導の下に無理のない決められた時間の中で活動する。

#### (3) 休日の活動

- ①土曜日、日曜日の活動については、上記の通り原則としてどちらか1日は休養日とし、活動は半日とする。

②選手権・総体・新人大会・コンクール4週間前の土・日曜日は必要に応じて両日とも活動可能とする。

#### (4) 長期休業中の活動

- ① 夏季, 冬季, 学年末始休業日は休み前にその日程を届けて活動する。
- ② 活動する部の部長は, 日直の教師に活動の開始と終了を報告する。

#### 5 部室の利用について

- (1) 部室は活動時間内で部活動のためのみ使用し, その管理は顧問(部長)が責任をもって行う。
- (2) 授業の時の更衣について  
保健室前の更衣室か体育館の更衣室を使用する。部室での更衣はしない。
- (3) 部活動の時の更衣について
  - ① 体育館の部室は活動・荷物管理のみの使用とし, 更衣は体育館の更衣室を使用する。
  - ② 外の部室は活動・荷物管理のほか, 更衣のために使用してもよい。
- (4) 部室内では飲食(弁当なども含む)をしない。
- (5) 部室は定期的に清掃し, 常に整理整頓に努める。

#### 6 部室の鍵の管理について

- (1) 活動時間になったら部員が職員室の決められた場所から鍵を借り, 活動中は保管する。活動終了後, 責任をもって所定の場所に返却する。
- (2) 鍵を借りるときは職員室入り口で教師の許可を得る。  
「〇年〇組〇〇〇〇です。〇〇部の鍵を借りに参りました。入ってもよろしいですか」
- (3) 朝の活動後は職員室入り口の缶の中に返却する。

#### 7 優先日の活動

教育内大会や公的な発表の場合の2週間前は, 部活動を優先とする。

#### 8 入部届および活動

- ① 生徒の希望により入部できるが, 原則として1年間に変更しない。
- ② 入部届, 同意書を提出後, 入部が決定し, 活動に参加できる。  
1年生については, 4月末日を提出期日とする。
- ③ 年度途中の休部・退部については, 顧問教師, 保護者, 担任と協議し, 休部・退部届を提出する。  
(陸上・スケート等の季節部の活動のために常設部の活動を休む場合は「休部」ではない。)

#### 9 その他

- ① 活動中の怪我や事故等については, 日本スポーツ振興センター法の規定の範囲内とする。
- ② 練習時の登下校や練習時の服装は原則として体育着, 制服, 練習着とする。ただし, 小中体連・各種競技団体や協会・チームウェアとして購入した揃った練習着の着用は可とする。
- ③ 活動が1日になる場合は弁当を持参し, 活動場所で食べる。飲み物は水筒に入れてくる。中身はお茶類, スポーツドリンクとし, 活動に適した飲み物をとる。
- ④ 練習試合, 大会, 発表会など, 校外で活動するときや他校を招く場合は学校長の許可を得る。
- ⑤ 関東, 全国大会出場と本要項2-(4)以外の大会への参加については, 一部本人負担とする場合がある。
- ⑥ 県小中体連「中学校運動部員分担金」の徴収について  
運動部加入生徒1人100円(支部陸上のみの参加生徒を除く)を教育後援会の各部の予算から支出する。なお, 運動部に関わっている職員は1人100円以上(金額は任意)を徴収する。

#### 10 開設する部活動

[常設部] ※サッカーは総合体育大会をもって廃部とする。

軟式野球(男女)      サッカー(男女)      バスケットボール(男子)      バスケットボール(女子)  
ソフトテニス(女子)      バレーボール(女子)      吹奏楽(男女)

[季節部]

陸上競技(男女)      スピードスケート(男女)